

岐阜県立岐山高等学校 部活動ガイドライン

○目 標

- 1 部活動は、学校教育の一環として行われ、学年やホームルームの所属を離れて、共通の関心や興味をもつ本校生徒をもって組織する。
- 2 各部は、以下に示す（１）から（４）の目標を達成するために積極的な研鑽に努める。また顧問は、そのために適切な指導をする。
 - （１） 個人的な資質をよりよく伸ばす。
 - （２） 集団の一員としての資質をよりよく伸ばす。
 - （３） 将来において自己を正しく生かす能力を養う。
 - （４） 年間を通して計画的に活動し、学業との両立を図る。

○部の設置

以下の部を設置する。

1. ソフトテニス 男子 女子
2. バレーボール 男子 女子
3. ハンドボール 男子 女子
4. 陸上競技
5. 体操
6. バスケットボール 男子 女子
7. 柔道
8. 剣道
9. サッカー
10. 卓球
11. 硬式野球
12. 放送演劇（演劇 放送）
13. アート（美術 写真）
14. 吹奏楽
15. 自然科学（生物 化学 地学・物理 数学研究）
16. 郷土研究
17. 茶華道
18. 箏曲
19. インターアクト

○活動日数・制限と休養日・活動時間

- 1 年間を通して計画的に活動する。試合期やコンクール、発表会前などで、超過した活動日数や時間については、必ず休養日等を他日に振り替える。また、次の各期間は原則活動することを禁止する。
 - （１） 定期考査の実施 1 週間前から終了まで
 - （２） 入学者選抜に係る期間
 - （３） 課題実力テストの実施前日から終了まで
 - （４） その他活動を制限することが必要な時（その都度指示をする）
- 2 学期中の休養日
学期中は、週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける（平日は少なくとも 1 日以上、土曜日及び日曜日（以下週末という）は少なくとも 1 日以上を休養日とする）。なお、週末に大会などへの参加で活動した場合は、休養日を他日に振り替える。
- 3 長期休業中の休養日
学期中の休養日に準じたものとする。なお、部活動以外にも多様な活動を行うことが出来るよう、休業総日数の 4 割以上を休養日とする。
- 4 1 日当たりの活動時間
学期中は生徒の完全下校を 19 時として活動する。なお、活動時間の目安は、長くとも平日では原則 2 時間程度、学校の休業日（週末を含む）は 3 時間程度とする。また、長期休業中の活動時間は原則半日程度とする。
- 5 活動時間の延長
顧問が必要であると判断し、事前に学校長の承認が得られた場合、制限の有無にかかわらず 1 時間を上限として活動の延長を認める。

○体罰等の根絶と安全配慮、緊急体制の整備

- 1 部活動の顧問（社会人コーチ・外部指導者を含む）は、部活動の活動実施に当たり、あらゆる体罰やハラスメント、不適切な発言等のない指導を徹底する。
- 2 部活動の顧問（社会人コーチ・外部指導者を含む）は、原則、日頃から生徒の活動を直接見守り指導す

る。また、安全点検や安全指導、危機管理体制の確認等、安全への配慮と事故防止、緊急時における体制の整備を徹底する。

○保護者の理解と協力、地域との連携

保護者の理解と協力は、部活動の運営上不可欠なものである。そのため、指導に関する基本方針や年間・月間計画を明確にし、学校 HP や懇談会などの機会を利用して保護者に示す。また、学校と地域が共に子供を育てるという視点や活動する環境を充実させるという観点から、学校と地域が協働・融合・連携を図りながら部活動を推進する。

○その他

生徒のニーズへの対応

現在設置されている部活動は、ジェンダーの差や障がいの有無などに必ずしも対応していないこと、また生徒の部活動に対するニーズが、競技力やそのパフォーマンスの向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える、自己実現のための一つの手段等多様であることを踏まえ、顧問の過度な負担にならないことを前提に弾力的な指導を心掛ける。

大会参加の精査と柔軟化

週末や長期休業中に開催される大会、コンクールへの参加は、生徒や顧問の過度な負担にならないよう精査し、各部の年間計画を立てる。少子化による生徒減少に伴い、部活動の存続が出来ない場合は、近隣の学校と連携し合同で活動（大会、コンクール等への参加も含む）する場合もある。

顧問の指導力の向上

顧問は、部活動での指導方法等について、積極的に実践研究を行い、顧問同士で共同して研究し合いながら、その成果を情報共有し合うことが望まれる。また、部活動が総合的な人間形成の場となるよう、技術指導のみに偏ることなく、生徒の発達段階や成長、心理、生理、栄養、コミュニケーション等に資するよう、多様な面での指導力を身に付られるよう研鑽する。